

議会の委任による専決処分の報告  
(フェンス損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和3年3月8日(月)午前11時30分頃  
(天気:雨)

(2) 発生場所

(3) 相手方

乙( )

(4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という)の施設営繕第一課職員が、現場からの帰路、施設営繕担当部管理の駐車場内の指定駐車スペースに前向きで停車しようとしたところ、前方に進みすぎてしまい、甲側フェンスに接触したことにより、隣接する乙側フェンスに甲側フェンスが接触した。

(5) 損傷の程度

甲 人身 なし  
物損 前方バンパー及びボンネットへこみ、敷地内フェンス損傷  
乙 人身 なし  
物損 フェンス損傷

(6) 過失割合

甲 10割

2 乙への損害賠償額

66,000円  
(自動車保険より全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和3年8月20日